**大阪府医療計画とは**

○大阪府医療計画は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4に基づく「医療計画」であり、5疾病4事業(第7次医療計画時点)及び在宅医療を中心に、医療提供体制、医療連携体制等の医療体制に関する大阪府の施策の方向を明らかにする行政計画です。

○本計画は、医療機関や関係機関に対し、今後の医療体制を検討していく上での基本的な方向性を示すとともに、府民に対しては、良質かつ適切な医療を受ける際の参考となる基本的情報を提供するものです。

【医療法第30条の４第1項】

都道府県は、基本方針に即して、かつ地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画を定めるものとする。

現行医療計画　288 ページ

１ アレルギー疾患について

検討の方向性　： 継続・廃止・文面追加・修正・時点修正

|  |  |
| --- | --- |
| 7次医療計画 (現行) | 8次医療計画策定に向けた考え方 |
| 1　アレルギー疾患について○アレルギーは、原因物質である「アレルゲン」と呼ばれる通常、無害な物質に対して過剰反応を生じさせる免疫系の機能不全の1種です。「アレルゲン」には、花粉やほこり（ハウスダスト）、食物等、身近にある様々な物質がなりうる可能性があります。○現在、我が国では、国民の2人に1人が気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギー等のアレルギー疾患に罹患していると言われており、患者数は近年、増加傾向にあります。○アレルギー疾患対策を総合的に行うため、平成27年12月25日に「アレルギー疾患対策基本法」が施行され、平成29年3月21日には、「アレルギー疾患対策の推進に関する基本指針」が制定されました。 | ・令和4年3月に、「アレルギー疾患対策の推進に関する基本指針」が、一部改正された点を追記予定。<参考 : 新指針の改正内容>・市町村保健センターで実施する両親学級・乳幼児検診等の機会を捉え、妊婦・保護者等への適切な情報提供を実施・「医療従事者の育成を行う大学等の養成課程」のアレルギー疾患に関わる医療従事者に「歯科医師」「管理栄養士」を明記　　　・患者の視点に立った研究の推進　・都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等(※)を通じた実情把握、施策の実施　 ※大阪府においては本会議「大阪府アレルギー疾患対策連絡会議」が当該連絡協議会に相当 |

現行医療計画　288 ページ

2 アレルギー疾患対策の現状と課題　（1/7）

検討の方向性　： 継続・廃止・文面追加・修正・時点修正

|  |  |
| --- | --- |
| 7次医療計画 (現行) | 8次医療計画策定に向けた考え方 |
| 2　アレルギー疾患対策の現状と課題◆府民の多くが何らかのアレルギー疾患にり患しているものと推測されています。◆アレルギー疾患は、正しい知識を持ち、適切な対応をすることで上手にコントロールすることが可能であるため、正しい知識の普及啓発が重要となります。◆居住する地域に関わらず適切な治療と支援を受けることができるよう医療体制の整備が必要です。 | **修正予定なし** |

現行医療計画　288 ページ

2 アレルギー疾患対策の現状と課題　（2/7）

検討の方向性　： 継続・廃止・文面追加・修正・時点修正

|  |  |
| --- | --- |
| 7次医療計画 (現行) | 8次医療計画策定に向けた考え方 |
| （１）アレルギー疾患のり患状況○近年、喘息、アレルギー性鼻炎、アレルギー性皮膚炎の推計患者数は、全国的にみて増加傾向にあり、大阪府内のアレルギー疾患患者数は、人口10万対1,500～1,999と推計されています。図表 7-7-1　　　　　　　　　　　 　図表 7-7-2アレルギー疾患推計患者数（全国）　 都道府県別アレルギー疾患患者数　　　　　　出典　厚生労働省「患者調査」 | ・現図表7-7-1は、令和２年度「患者調査」における患者数算出方法変更に伴い経年比較ができなくなったため、直近調査（令和２年10月）の数値グラフ(下記図①)に差替予定・現図表7-7-2は、平成26年度以後、国の更新データがないため、新図表(下記図②) に差替え図①アレルギー疾患推計患者数　　　 図②大阪府アレルギー疾患推計患者数　　　(令和2年10月現在)　　　　　　　　　の全国に占める割合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(令和2年10月現在)  |

現行医療計画　289 ページ

2 アレルギー疾患対策の現状と課題　（3/7）

検討の方向性　： 継続・廃止・文面追加・修正・時点修正

|  |  |
| --- | --- |
| 7次医療計画 (現行) | 8次医療計画策定に向けた考え方 |
| 【児童・生徒】○府内の児童・生徒のうち「アレルギー性鼻炎」をはじめとする鼻・副鼻腔疾患の症状を示す者の割合は、幼稚園5.9％、小学校13.7％、中学校10.1％、高等学校4.7％となっており、幼稚園及び小学校では平成18年度以降過去最高となっています。図表 7-7-3 　　　　　　 図表 7-7-4鼻・副鼻腔疾患の症状を示す者の割合　　 年齢別にみた鼻・副鼻腔疾患の症状を示す者の割合（平成28年度） | ・現図表7-7-3を、平成28年～令和3年の期間の数値グラフ(下記図①)に差し替え予定・現図表7-7-4を、直近調査(令和3年度)の数値グラフ(下記図②)に差し替え予定図①　　　　　　　　　　　　　　　　図②鼻・副鼻腔疾患の症状を示す者の割合　 年齢別にみた鼻・副鼻腔疾患の症状を示す者の割合（平成28年度）<参考>　図①年代別の状況(平成28年度以降)・幼稚園　3.5％ ～ 6.9％で推移・小学校　7.9％ ～ 13.7％で推移 　※平成29年度以降減少傾向 ・中学校　6.2％ ～ 10.1％で推移 ・高等学校 3.9％ ～ 7.0％で推移 |

現行医療計画　289 ページ

2 アレルギー疾患対策の現状と課題　（4/7）

検討の方向性　： 継続・廃止・文面追加・修正・時点修正

|  |  |
| --- | --- |
| 7次医療計画 (現行) | 8次医療計画策定に向けた考え方 |
| ○府内の児童・生徒のうち「アトピー性皮膚炎」の症状を示す者の割合は、幼稚園3.0％、小学校1.7％、中学校1.9％、高等学校2.3％となっており、全国と比較すると、5歳及び17歳を除く全ての年齢で全国を下回っています。図表 7-7-5 　 図表 7-7-6アトピー性皮膚炎の症状を示す者の割合　年齢別にみたアトピー性皮膚炎の症状　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を示す者の割合（平成28年度） | ・現図表7-7-5を、平成28年～令和3年の期間の数値グラフ(下記図①)に差し替え予定・現図表7-7-6を、直近調査(令和3年度)の数値グラフ(下記図②)に差し替え予定図①　　　　　　　　　　　　　　　　　図②アトピー性皮膚炎の症状を示す者の割合 年齢別にみたアトピー性皮膚炎の症状　　　　　　　　　　　　　　　　　　を示す者の割合（令和３年度）<参考>図① 年代別の状況(平成28年以降) 　　図②・幼稚園　1.3％～3.0％で推移　　　　　全国平均との差が縮まっている状況　　・小学校　1.7％～3.0％で推移 ・中学校　1.8％～2.5％で推移・高等学校 2.1％～2.9％で推移 |

現行医療計画　290 ページ

2 アレルギー疾患対策の現状と課題　（5/7）

検討の方向性　： 継続・廃止・文面追加・修正・時点修正

|  |  |
| --- | --- |
| 7次医療計画 (現行) | 8次医療計画策定に向けた考え方 |
| ○府内の児童・生徒のうち「喘息」の症状を示す者の割合は、幼稚園1.5％、小学校2.0％、中学校2.2％、高等学校2.1％となっており、全国と比較すると、15歳から17歳を除く全ての年齢で全国を下回っています。図表7-7-7 図表7-7-8ぜん息の症状を示す者の割合 年齢別にみたぜん息の症状を示す者の 割合（平成２８年度） | ・現図表7-7-7を、平成28年～令和3年の期間の数値グラフ(下記図①)に差し替え予定・現図表7-7-8を、直近調査(令和3年度)の数値グラフ(下記図②)に差し替え予定図①　　　　　　　　　　　　　　　図②ぜん息の症状を示す者の割合　　　　年齢別にみたぜん息の症状を示す者の　　　　　　　　　　　　　　　 割合（令和３年度）<参考>図① 年代別の状況(平成28年以降)・幼稚園　0.7％～1.5％で推移・小学校　2.1％～2.6％で推移 ・中学校　1.5％～2.5％で推移・高等学校 1.4％～2.2％で推移 |

現行医療計画　290 ページ

2 アレルギー疾患対策の現状と課題　（6/7）

検討の方向性　： 継続・廃止・文面追加・修正・時点修正

|  |  |
| --- | --- |
| 7次医療計画 (現行) | 8次医療計画策定に向けた考え方 |
| （２）正しい知識の情報提供及び普及啓発○アレルギー疾患は、症状が多様なうえ、治療方法も様々なことから、民間療法も含めて膨大な情報が氾濫しています。中には健康に悪影響を及ぼす情報もあり、適切な治療の開始が遅れた結果、症状が悪化してしまうケースも見受けられます。○また、災害時においては、長期にわたり、日常と異なる生活環境（避難所等）で生活することになるため、適切に自己管理を行う等、アレルギー症状の悪化に対し、注意が必要です。○アレルギー症状の悪化や食物アレルギーによるアナフィラキシーの発生等を予防するための府民に対する情報提供体制の整備を行うとともに、最新の医学的な知見を踏まえた正しい知識の普及啓発が重要です。○保育施設、学校等において、食物アレルギーをはじめとするアレルギー症状に対して適切な対応ができるよう、また、食事提供の際には、必要最小限の除去食となるよう、管理者や教職員への正しい情報の普及啓発が必要です。 | ・大阪府が実施している以下の取組を追記予定　○アレルギー疾患に関する総合的な情報ページである「大阪府アレルギーポータルサイト」での情報発信　○拠点病院や関係団体との連携による府民向け講演会の実施　<参考 :令和4年度の講演会実施状況＞　　　・開催回数：４回　　・参加者数：286名 |

現行医療計画　291 ページ

2 アレルギー疾患対策の現状と課題　（7/7）

検討の方向性　： 継続・廃止・文面追加・修正・時点修正

|  |  |
| --- | --- |
| 7次医療計画 (現行) | 8次医療計画策定に向けた考え方 |
| （３）アレルギー疾患にかかる医療体制○国は、平成28年７月に「都道府県におけるアレルギー疾患の医療体制の整備について」を提示し、全国的な拠点病院と都道府県の拠点病院、地域の医療機関やかかりつけ医による連携体制を整備することとしたため、府においても、患者が居住する地域に関わらず適切な医療を受けることができるよう体制整備が必要です。○アレルギー疾患患者が症状に応じた適切な治療や自己管理方法に関する指導を受けるためには、先進的な研究や治療方法を行う専門病院と地域の医療機関との連携が重要です。○アレルギー疾患の治療やケアを行うためには、医師をはじめ看護師や栄養士等の医療従事者の人材育成及び資質の向上が重要です。 | ・医療提供体制の整備状況について記載予定　○平成30年6月に、府域におけるアレルギー疾患医療の拠点として診療ネットワークの中心的な役割を果たす病院を「大阪府アレルギー疾患医療拠点病院」として4病院を指定　○令和4年4月に、拠点病院と連携して、診断が困難な症例や標準的な治療では病態が安定化しない重症及び難治性アレルギー疾患患者の診断、治療・管理を担う、特定の診療科において強みを持つ病院を「大阪府アレルギー疾患医療連携協力病院」として10病院を指定<参考:拠点病院及び協力病院>(拠点病院)・近畿大学病院　　・大阪はびきの医療センター・大阪赤十字病院　・関西医科大学附属病院　(協力病院)　・市立岸和田市民病院　・八尾市立病院　・関西医科大学総合医療センター　・高槻赤十字病院　・大阪医科薬科大学病院　・北野病院　・済生会中津病院　・住友病院　・JHCO大阪病院　・大阪急性期総合医療センター |

現行医療計画　291 ページ

3 アレルギー疾患対策の施策の方向　（1/2）

検討の方向性　： 継続・廃止・文面追加・修正・時点修正

|  |  |
| --- | --- |
| 7次医療計画 (現行) | 8次医療計画策定に向けた考え方 |
| 3　アレルギー疾患対策の施策の方向【目標】◆アレルギーに理解をもった府民の増加◆患者の支援に関わる者の資質の向上◆アレルギー疾患にかかる医療体制の確保（１）アレルギー疾患に関する正しい知識の普及○正しい知識の情報提供及び普及啓発に努めます。【計画中間年（2020年度）までの取組】・アレルギー疾患に関する総合的な情報ページの開設や府民向けの講演会を設置予定の拠点病院や関係団体と連携して実施する等正しい知識の普及啓発に努めます。また講演会は、年1回以上実施し、参加者数が毎年200人以上になることをめざします。【計画最終年（2023年度）までの取組】・中間年までに実施した事業の効果検証を行い、さらなる情報提供体制の充実の推進を図ります。○患者の支援や教育に関わる者の資質の向上に努めます。【計画中間年（2020年度）までの取組】・学校や保育所等の管理者や教職員を対象とし、食物アレルギーをはじめとするアレルギー症状に対して適切な対応ができるよう、設置予定の拠点病院や関係機関と連携して実践的な研修機会の確保に努めます。・市町村が行うアレルギーに関する研修会に対して設置予定の拠点病院や関係機関と連携して技術的助言を行う等の支援を行います。・国等が行うアレルギーに関する研修会等に府職員や拠点病院の医療従事者等を派遣する等、アレルギー疾患に関する一般的な相談等に対応できる人材の育成に努めます。【計画最終年（2023年度）までの取組】・中間年までに実施した事業の効果検証を行い、さらなる資質向上の施策の推進を図ります。 | ・目標３点については修正の予定なし・各目標に対する具体的な取組として以下を予定　○正しい知識の普及啓発　　普及啓発については、現在実施中のアレルギーポータルサイトでの情報提供、府民向け講演会の開催について引き続き取り組む。　　講演会については、新たな参加者を確保するため、府の広報媒体を活用するなど幅広い周知に努める　　○患者の支援や教育に関わる者の資質向上　　引き続き、学校や保育所等の管理者や教職員を対象とした研修機会の確保、市町村が実施する研修会への支援、国等が行う研修会等も活用した人材の育成に努める。　 |

現行医療計画　292 ページ

3 アレルギー疾患対策の施策の方向　（2/2）

検討の方向性　： 継続・廃止・文面追加・修正・時点修正

|  |  |
| --- | --- |
| 7次医療計画 (現行) | 8次医療計画策定に向けた考え方 |
| （２）アレルギー疾患医療体制の整備○アレルギー疾患患者が居住する地域に関わらず円滑に専門的な医療を受けることができるよう医療体制の整備に努めます。【計画中間年（2020年度）までの取組】・アレルギー疾患医療の拠点となる病院を選定し、地域医療の確保と診療連携体制を順次、整備します。・選定した拠点病院を中心として「大阪府アレルギー疾患医療連絡協議会」を設立し、アレルギー疾患に関する普及啓発や人材育成等総合的なアレルギー疾患対策の推進に努めます。・拠点病院や関係機関と連携し、医療従事者向けの研修を行い人材の育成を図ります。・拠点病院と連携し医療機関等へ最新の診療ガイドラインに基づく標準的な治療方法に関する情報の普及に努めます。【計画最終年（2023年度）までの取組】・中間年までに実施した事業の効果検証を行い、さらなる医療体制の整備を図ります。 | ・拠点病院、協力病院を中心とした医療提供体制の強化について記載予定　　○拠点病院、協力病院を中心とした医療提供体制を有効に機能させるため、「病院連絡会議」を開催し、病院間の連携強化に資する取組を検討する。　○「大阪府アレルギー疾患対策連絡会議」を開催し、アレルギー疾患に関する普及啓発や人材育成等の取組の推進に努める。　　○医療従事者向け研修実施による人材育成、診療ガイドラインに基づく標準的な治療方法に関する情報の普及については、引き続き取組の推進に努める。 |

現行医療計画　293 ページ

施策・指標マップ

検討の方向性　： 継続・廃止・文面追加・修正・時点修正

|  |  |
| --- | --- |
| 7次医療計画 (現行) | 8次医療計画策定に向けた考え方 |
| 施策・指標マップ | 指標の変更を検討中* 指標の変更を検討中

・1の「府民向け講演会参加者の理解度」については、「アレルギーポータルサイトへのアクセス数」への変更を検討　・3の「拠点病院の指定数」については、「病院連絡会議」「アレルギー疾患対策連絡会議」の開催へ変更を検討 |

現行医療計画　293 ページ

目標値一覧

検討の方向性　： 継続・廃止・文面追加・修正・時点修正

|  |  |
| --- | --- |
| 7次医療計画 (現行) | 8次医療計画策定に向けた考え方 |
|

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 分類B：目標 | 指　標 | 対象年齢 | 現　状 | 目標値 |
| 値 | 出典 | 2020年度（中間年） | 2023年度（最終年） |
| B | 府民向け講演会参加者の理解度 | － | 99.3％(平成29年度) | 大阪府「地域保健課調べ」 | 90％以上 | 90％以上 |
| B | 患者支援者や教職員等向け研修会参加者の理解度 | － | 新規(平成30年度把握予定) | 大阪府「地域保健課調べ」 | 80％ | 80％ |
| B | 拠点病院の指定数 | － | 0か所(平成29年度) | 大阪府「地域保健課調べ」 | 1～2か所 | 1～2か所 |

 | * 目標値については、指標に応じて設定を予定

　・「アレルギーポータルサイトへのアクセス数」を、新指標として設定し、現状のアクセス数(令和4年度:8284回)からの増加を目標とする予定・「患者支援者や教職員等向け研修会参加者の理解度」を、引き続き指標として設定し、目標値は、現状(令和3年度:71.4%)の値以上の数値を設定する予定・「病院連絡会議」「アレルギー疾患対策連絡会議」の開催を新指標として設定し、現在の開催状況(令和4年度:2回)をふまえ、「3回」を目標値として設定する予定 |